た上で、外来の開始時間を変更する、勉強時間をとりたいときには、時短の取り方を変更するなど状況をみて3つを使い分けている。時短制度を利用すると、給与(基本給)の17%が減額、医師調整(時間外労働)が4万円に減額となるが、給与が減額をされることによって後ろめたさもなく制度を利用することができるとお話された。



3. 情報提供

「仕事と育児の両立に関する関係法令および助成金 制度について」

北海道労働局雇用均等室地方短時間労働指導者 曽根 浩太

妊娠や育児休業を理由に不利益な扱いをして違法となる事例について説明があり、病院の人事担当責任者は法制度について熟知しているが、現場の管理は各所属長に任されており制度について理解できていないことが多いので、制度の周知・徹底をお願いしたいとされた。

また、妊娠・出産を申し出た労働者の雇用管理について、時間外労働を減らしたり、配置転換をするケースがあるが、それが法違反とならないか、改めて確認をしてほしい。雇用者が、配慮として行っているつもりでも本人が働けるといっていれば、不一致が生じ、不利益な扱いを受けたと感じられる場合もあるので注意が必要であると説明があった。

その他、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金は、設置費、増築費、運営費に大きく分けられ、助成金を利用する際には、2ヵ月前に計画書を提出しなくてはいけないので注意し、このほかに、子育て期短時間勤務支援助成金、中小企業両立支援助成金の代替要員確保コース、期間雇用者継続就業コースなどの紹介があり、該当の助成金があれば、利用の検討をしていただきたいとされた。

最後に、北海道医師会勤務医部会で作成した勤務 医の過重労働を改善するための報告書について紹介 し、閉会した。



北海道医師会 育児サポート事業のご案内

病児・病後児の預り時に、ぜひご利用ください! 3

北海道医師会が利用料金の一部を負担する、会員限定の利用券での支払いが可能です。



子育て中の医師の仕事と家庭を 両立するためのサポートです

お問合せ先

一般社団法人 北海道医師会 事業第五課 〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目 FAX 011-231-7272

TEL 011-231-1434 E-mail 5ka@m.doui.jp

